

世田谷区告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区玉川三丁目149番23から149番22まで

3 変更の区域

延長 16.92メートル

幅員 1.25メートルから1.52メートルまで

面積 23.48平方メートル

案 内 図

特別区道路線の区域編入部分(区域決定)

街区

玉川三丁目35番

